

第 1 3 回
会津美里町農業委員会定例総会

令和 6 年 12 月 20 日 金曜日 14 時 00 分

会津美里町役場本庁舎 2 階 大会議室

会津美里町農業委員会

第13回 会津美里町農業委員会定例総会議事録

1. 日時 令和6年12月20日 金曜日 14時00分～14時35分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 野中 充	
	2番 佐々木 弘則	
	3番 眞鍋 伸太郎	
	4番 眞部 剛	
	5番 星 忠彦	
	6番 松本 晋平	
	7番 木野 光洋	
	8番 福田 眞実	
	9番 大井 豊記	
	10番 柴崎 陽	
	11番 村松 祐一	
	12番 間舩 一男	
	推進委員 渡邊 武雄	
	推進委員 佐藤 和人	
	推進委員 長峯 巖	推進委員 元木 博人
	推進委員 上野 貞二	
	推進委員 梅宮 孝	
	推進委員 山内 祐太郎	推進委員 佐藤 健一
	推進委員 佐々木 宏光	
	推進委員 齋藤 武美	

農業委員 12名出席／12名

推進委員 8名出席／10名

4. 議事録署名人 5番 星 忠彦 8番 福田 眞実

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	鶴川 晃
事務局次長	佐瀬 博巳
係長	田邊 実千代
主査	廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局長 会議の前にご報告いたします。本日、委員全員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局長 それでは、ただいまから、第13回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで会長よりご挨拶申し上げます。

(間船会長 挨拶)

事務局長 それでは、会議規則第5条により議長を会長にお願いします。

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
5番 星忠彦 委員、8番 福田真実 委員の両名を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。
次に会務の報告を求めます。事務局、報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただいまの会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。

【農地法第3条関係】

議 長 それでは議事に入ります。
議案第43号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号26番 譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。
申請農地は八木沢字館脇〇〇番 外〇〇筆 田 〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が移住のため、譲受が自家用野菜栽培のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格は総額で〇〇円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況は記載のとおりです。

受付番号27番 譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。
申請農地は八木沢字吉原〇〇番 外〇〇筆 田 〇〇㎡であります。申請事由としては譲渡が移住のため、譲受が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は総額で〇〇円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況は記載のとおりです。

受付番号28番 譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。
申請農地は 杉屋字北原〇〇番 畑 〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡人が耕作不便のため、譲受人が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は10a当たり175,000円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況は記載のとおりです。
説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。それでは、質疑に入ります。
議案第43号についての質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第43号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

【農地法第4条関係】

議 長 次に、議案第44号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号3番 申請人は〇〇さんです。申請農地は、橋丸字橋爪〇〇番 外〇〇筆 畑 〇〇㎡の内〇〇㎡です。転用理由は、一般住宅・倉庫で追認案件です。申請人であるが、現在住んでいる住宅の一部が橋爪〇〇番、倉庫については橋爪〇〇番と一部が〇〇番 に越境して建築されている状態となっておりますので、今回追認で申請を行うものです。工事着工及び完成年月日は、許可日から令和7年1月31日です。建設物の名称及び面積は、住宅〇〇㎡、倉庫〇〇㎡、通路・雪捨て場〇〇㎡です。なお、現地調査を実施しております。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。長峯巖 委員より報告願います。

長 峯 委 員 農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。
令和6年12月5日 午前9時から調査を行いました。出席者は、申請者の〇〇さん、申請事務関係者の行政書士、町農業委員会より、眞部剛委員と私、事務局の佐瀬次長と廣谷主査により調査を実施しております。転用目的は、一般住宅・倉庫用地で追認案件です。
申請地は、申請人の先代である昭和50年頃から、居宅の一部が越境しているのと、倉庫が建築されており、その状態で現在まで使用されております。
今回、自宅を建て替えるために改めて調査したところ、申請地が農地法の許可を受けていなかったことが判明したため、違反転用状態を解消するため、農地転用許可申請を行うものです。なお、新たに建て替える住宅に関する農地転用許可申請については、まずは現在の違反転用状態を解消してから申請を行う必要があるため、来月1月の総会案件として申請される予定となっております。付近への被害防止策ですが、申請地は、十分に転圧締めされているため、土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は合併処理浄化槽で処理し、雨水は自然地下浸透させます。その他周辺農地への影響ですが、申請地は、北側を申請人の農地、東と西側を法定外道路、南側は申請人の宅地と隣接しているため、農地の分断等は発生しません。以上、ご報告いたします。

議 長 報告が終わりました。それでは質疑に入ります。
議案第 44 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 44 号は原案のとおり、許可相当の意見を付すことに決定いたしました。

【農用地利用集積計画の一部取消しについて】

議 長 次に 議案第 45 号 農用地利用集積計画の一部取消しについて を審議いたします。事務局、説明願います。

事務局次長 本案件は 3 月定例総会、議案第 12 号の利用権設定における、受付番号 483 番の取消しであります。〇〇さんから〇〇さんへの利用権設定となった案件ですが、〇〇さんにおかれましては、3 月定例総会前の 3 月 13 日に亡くなっていたものです。定例総会の後、3 月 26 日には公告の写しを郵送しておりますが、〇〇さんの親族、受け手からも連絡はなかったものの、先月、〇〇さんの相続手続きを担当している税理士の方から連絡があり、当該事実を把握したものです。公告後 9 か月が経過しておりますが、法令の定める要件にはない状態、すでに亡くなっていた方の利用権設定の公告となった集積計画であるため、取り消すものです。なお、取消しとなる対象農地については、〇〇さんの親族である〇〇さんと、〇〇さんとにおいて、改めて利用権設定の申請となります。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。
それでは、議案第 45 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 45 号は原案のとおり決定いたしました。

農用地利用集積計画【利用権設定】

議 長 次に、議案第 46 号 農用地利用集積計画の決定について を審議いたします。
本案件は、利用権の設定でありますので、内容の説明は省略して審議したいと思
いますが、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
それではまず、受付番号 195 番から 212 番までを議題といたしますので、
これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は
挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 195 番から 212 番までは原案のとおり決定いたし
ます。

次に、213 番と 214 番を議題といたします。本件については、〇〇委員が関係
しておりますので、会議規則第 11 条の規定により、〇〇委員は退席願います。

《 〇〇委員 退席 》

議 長 それでは、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め採決いたします。
原案のとおり決定することに 賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 213 番と 214 番は原案のとおり決定いたします。

《 ○○委員 着席 》

議 長 ○○委員に申し上げます。本案件は、原案のとおり決定いたしました。
次に、215 番から 223 番を議題といたします。本件については、○○委員が関係しておりますので、会議規則第 11 条の規定により○○委員は退席願います。

《 ○○委員 退席 》

議 長 それでは、これより質疑を求めます。

佐々木(弘)委員 受付番号 220 番ですが、設定人の行政区は○○で間違いないですか。

事務局次長 ○○にお住まいですので、行政区は○○となります。

議 長 そのほかに質疑ございませんか

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め採決いたします。
原案のとおり決定することに 賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 215 番から 223 番は原案のとおり決定いたします。

《 ○○委員 着席 》

議 長 ○○委員に申し上げます。本案件は原案のとおり決定いたしました。

【農用地利用集積等促進計画案への意見について】

議 長 次に、議案第 47 号 農用地利用集積等促進計画案への意見について を審議いたします。本案件は、農地中間管理機構を通じた農地の貸借でありますので、内容の説明は省略して審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。まず 7 番を議題といたしますので、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、7 番は原案のとおり決定いたします。次に 8 番を議題といたします。本件については、〇〇委員が関係しておりますので、会議規則第 11 条の規定により〇〇委員は退席願います。

《 〇〇委員 退席 》

議 長 それでは、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め採決いたします。
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 8 番は原案のとおり決定いたします。

《 ○○委員 着席 》

議 長 ○○委員に申し上げます。本案件は、原案のとおり決定いたしました。
これをもって、議案の審議を終了いたします。

【相続による農地の取得 農地法第3条の3第1項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法と
したいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第31号から第33号について、一括して事務局より説明を求め
ます。

事務局次長 報告第31号は3件の届出がありました。詳細については相続案件なので
省略いたします。読み取りをいただきたいと思います。

【合意解約について】

事務局次長 報告第32号、合意解約については4件提出されております。それぞれの理由
により、両者合意の上、解約がなされたものでありますので、詳細はお読み取
りいただきたいと思います。

【許可が取り消されていない旨の証明書の交付について】

事務局次長 報告第33号は、農地法第3条の許可書の紛失であり、所有権移転のために証
明書を発行したものです。説明は以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは、報告事項について質疑を求めます。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

事務局長 議長、ご苦労様でした。それでは、閉会の言葉を職務代理者お願いします。

職務代理者 本日は、お忙しいところ参集され、また慎重審議をしていただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第13回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。

《 14:35 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名する。

令和6年12月20日

議長 _____
(間船 一男)

議事録署名人 _____
(5番 星 忠彦)

議事録署名人 _____
(8番 福田 真実)